

＜家事事件の申立てをした方へ＞

1 送達場所等届出書について（すでに提出済みの方は、不要です。）

今後、裁判所があなた宛に書類を送付したり、連絡をする際の、「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を教えてください。そこで、「送達場所等届出書」に、上記事項を記載して、申立書等とともに裁判所に提出してください（申立書等を提出済みの方は、速やかに裁判所に提出してください。）。申立書に記載した住所を送付場所として希望される場合にも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて、必ず提出してください。

この「送達場所等届出書」に、他の当事者に非開示を希望する情報がある場合は、別途、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載の上、この書面と一体にして提出してください。

また、一度届け出た送達場所等に変更が生じた場合、この「送達場所等届出書」の変更届欄にチェックを入れた上で必要事項を記入し、速やかに提出してください。

2 非開示の希望に関する申出について

裁判所に提出する書類等のうち、相手方等に知られたくない情報があり、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分はマスキング（黒塗り）をして提出することになります（例えば、住所を知られたくない場合には源泉徴収票上の住所を黒塗りするなどが考えられます。）。しかし、マスキング処理をすることができない書面については、別途、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、この申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出していただく必要があります。

この申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から、閲覧・謄写（コピー）の申請がされた場合には、裁判官が、同申出書に記載されている理由や開示によって円滑な話し合いを妨げるおそれがないか等の事情を考慮して、申請を許可するかどうか判断することになります。そのため、この申出書が付けられている書面であっても、閲覧謄写が許可される可能性があります。